

事務連絡
令和4年3月18日

各都道府県
人事担当課、市町村担当課、区政課
各指定都市 人事担当課
各人事委員会事務局

御中

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室

定年引上げに伴う一般職の給与に関する法律の改正を踏まえた
地方公共団体における対応について

地方公務員の定年の引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）による制度改正により必要となる条例の規定整備例等については、「定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備について（通知）」（令和4年3月18日付総行公第20号）のとおりお知らせしたところですが、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号。以下「国家公務員法等改正法」という。）第2条による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「新一般職給与法」という。）に規定されている定年引上げに伴う60歳超の職員の給与の取扱いを踏まえた地方公共団体における対応については、下記のとおり一例をお知らせします。各地方公共団体におかれては、下記をご参照の上、定年引上げを円滑に実施できるよう準備を進めていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市区町村等」という。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、市区町村等に対して本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）及び改正法附則第2条（実施のための準備等）に基づくものです。

記

1 職員の給与に関する条例において措置する内容について

地方公共団体の職員の給与に関する条例の附則において、新一般職給与法附則第8項から第16項（第15項を除く。）までに相当する規定を置く際の一例を示すと以下のとおりである。なお、（5）及び（6）については、特定地方警務官（警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官（以下「地方警務官」という。）のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。）としての在職に引き続き、

その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官に任命（以下「特定任命」という。）された職員に適用される規定である。

※ 新一般職給与法附則第15項に相当する規定については、職員の降給に関する条例において措置する必要がある。（「定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備について（通知）」を参照。）

（1）新一般職給与法附則第8項に相当する規定

A 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が六十歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（附則第C項及び第E項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第○条第○項（※職員の職務の級に関する規定）の規定により当該職員の属する職務の級並びに第○条第○項（※新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給、職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合又は一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給に関する規定）及び同条第○項（※職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数に関する規定）の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

- 一 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和○年○○県条例第○号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和○年○○県条例第○号。次項第二号において「令和五年旧職員定年条例」という。）第○条第○項第○号（※職員の定年等に関する条例（案）の一部を改正する条例（例）による改正前の職員の定年等に関する条例（案）（昭和五十七年自治公一第四十六号。次項第二号において「令和五年旧職員定年条例（案）」という。）第三条第一項第二号相当規定）に掲げる職員に相当する職員 六十三歳
- 二 ○○○に相当する職員 ○○○歳

（2）新一般職給与法附則第9項に相当する規定

B 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- 二 令和五年旧職員定年条例第○条第○項第○号（※令和五年旧職員定年条例（案）第三条第一項第一号相当規定）に掲げる職員に相当する職員
- 三 職員の定年等に関する条例第○条第○項（※職員の定年等に関する条例（案）第九条第一項相当規定）又は第○項（※職員の定年等に関する条例（案）第九条第二項相当規定）の規定により地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同条例第○条第○項（※職員の定年等に関する条例（案）第九条第一項相当規定）又は第○項（※職員の定年等に関する条例（案）第九条第二項相当規定）の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第○条（※職員の定年等に関する条例（案）第六条相当規定）に規定する職を占める職員
- 四 職員の定年等に関する条例第○条第○項（※職員の定年等に関する条例（案）第三条第二項相当規定）に規定する職員

五 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項（※職員の定年等に関する条例（案）第四条第一項相当規定）又は第〇項（※職員の定年等に関する条例（案）第四条第二項相当規定）の規定により勤務している職員（同条例第〇条（※職員の定年等に関する条例（案）第二条相当規定）に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（3）新一般職給与法附則第10項に相当する規定

C 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第G項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第A項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第E項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第A項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

（4）新一般職給与法附則第11項に相当する規定

D 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第〇条第〇項（※職員の職務の級に関する規定）の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第〇条第〇項（※職員の職務の級に関する規定）の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

（5）特定任命により職員となった者における（3）に相当する規定

E 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第A項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

（6）特定任命により職員となった者において（4）の規定を準用する規定

F 附則第D項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第D項中「前項」とあるのは「第E項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

(7) 新一般職給与法附則第12項相当に相当する規定

G 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第A項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第C項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第C項及び第D項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(8) 新一般職給与法附則第13項に相当する規定

H 附則第C項、第E項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第A項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前五項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(9) 新一般職給与法附則第14項に相当する規定

I 附則第C項、第E項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第〇条第〇項（※期末手当における管理職加算の規定）（第〇条第〇項（※勤勉手当における管理職加算の規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第C項、第E項、第G項又は第H項の規定による給料の額との合計額」とする。

(10) 新一般職給与法附則第16項に相当する規定

J 附則第A項から前項までに定めるもののほか、附則第A項の規定による給料月額、附則第C項の規定による給料その他附則第A項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例において措置する内容について

上記1に関連する事項として、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則の一例を示すと以下のとおりである。

(1) 施行期日に関する規定

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(2) 職員の勤務延長に関する経過措置に関する規定（国家公務員法等改正法附則第3条第10項相当）

第二条 改正後の職員の給与に関する条例附則第A項から第J項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部

給与能率推進室

電話 03-5253-5549（直通）